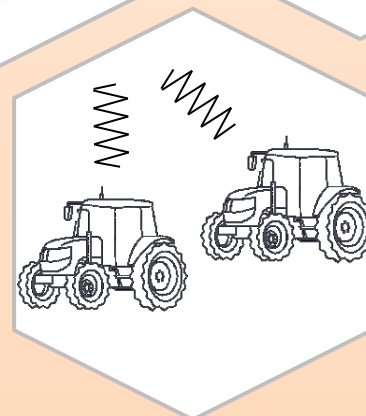
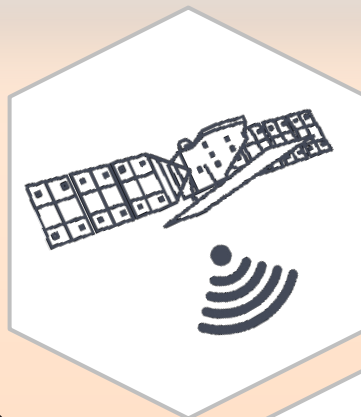
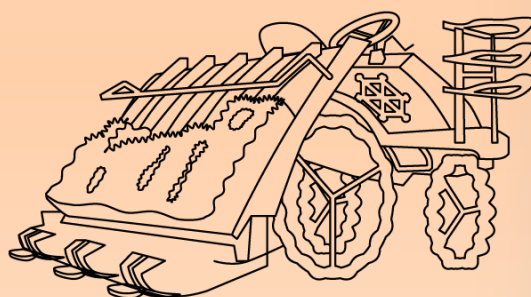
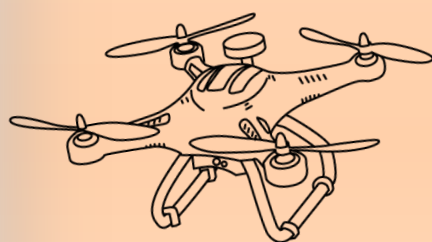




スマート農業技術の
活用に向けて

スマート農業技術活用施策 パンフレット



令和7年1月版
(Ver.1.0)

農林水産省

本パンフレットについて(スマート農業技術とは)

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準を維持し、生産性の高い食料供給体制を確立するため、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を促進する必要があります。

本パンフレットは、スマート農業に取り組む農業者や事業者の方等を対象に、活用いただける主な事業等を取りまとめています。

今後も、事業メニューの変更等を踏まえて適宜更新していくことを予定しています。

スマート農業技術活用促進法とは？

スマート農業技術の活用をさらに推進し、農業の生産性の向上を図るべく、生産と開発に関する2つの計画認定制度を設け、認定を受けた農業者や事業者に対して、税制・金融等の支援措置を講ずることを内容とする「スマート農業技術活用促進法」が令和6年通常国会で成立し、同年10月1日に施行されました。

生産方式革新実施計画

- ・ **スマート農業技術の活用**と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等**新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模で行い、**スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定**し、生産性の高い農業を実現。

【申請者】

- ・ 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

開発供給実施計画

- ・ 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、重点開発目標として明示し、これに沿って**スマート農業技術等の開発や生産現場への供給※を一体的に行う取組を国が認定**し、開発及び成果の普及を促進。

※供給の取組には、①スマート農業技術等を活用した農業機械等の生産及び販売、又は②スマート農業技術活用サービスの提供が該当。

【申請者】

- ・ 開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

計画認定を受けるメリット

- **融資・税制等の特例措置**が受けられる！
- **予算上の優遇措置（※）**が受けられる！

（※）計画と事業内容が関係している場合に限りです

詳細はこちら



農水省HP

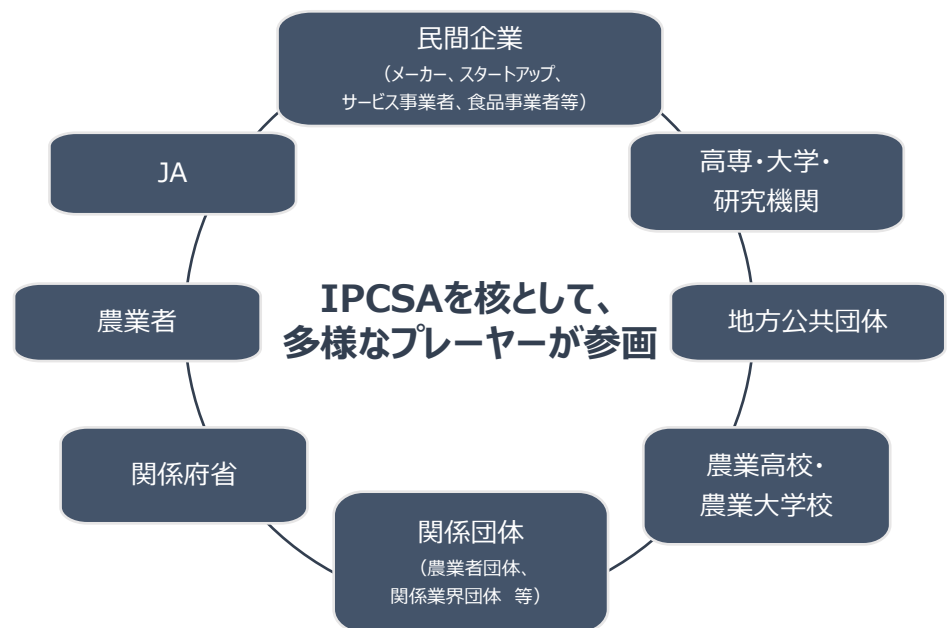
スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)について

- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の**多様なプレイヤーが参画するIPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）※を設置**します。
- 同会議において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じ、**コミュニティ形成を促進**します。

※IPCSA : Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture

●主な機能

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. 技術的な検討



●今後のスケジュール等

令和6年9月に準備会合を開催し、同年10月からHP開設、会員を募集。
令和7年度から本格的に活動を開始。

スマート農業に関心のある方は農研機構HP
から会員登録をお願いします。

スマート農業イノベーション推進会議



農研機構HP

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
 ※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

生産 生産者（生産方式革新事業活動）向け

制度・事業	支援内容			P.
	農業用 機械	農業用 施設	その他	
スマート農業技術活用促進資金	○	○	—	8
スマート農業技術活用投資促進税制	○	○	—	9
強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）	○	○	新技術の栽培実証等を支援	10
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	—	○	—	10
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	—	○	—	11
産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	○	—	果樹・茶の改植・新植等を支援	12
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）	○	○	より高い成果目標を設定する場合、1年間に限り関連費用を定額助成	12
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援	○	—	市販のスマート農業機械等の改良を支援（機械導入費用は支援対象外）	13
持続的生産強化対策事業（戦略作物生産拡大支援）	—	—	培技術等の導入に向けた圃場試験・マニュアル作成等に係る経費も支援	13
持続的生産強化対策事業（果樹農業生産力増強総合対策）	○	—	果樹の改植・新植等を支援	14
持続的生産強化対策事業（花き支援対策）	—	—	技術実証・マニュアル作成等に係る経費を支援	14
持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進）	○	—	茶の改植・新植、実証圃場の設置等を通じた生産体制の確立等を支援	15
国産小麦・大豆供給力強化総合対策	○	—	営農技術の導入（定額）も支援	15
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	○	—	実証圃場の設置や実証に必要な農薬・肥料等の資材費も支援	16
国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業	○	—	栽培実証、データ連携等の実証や農業用機械のリース導入を支援	16
農地利用効率化等支援交付金	○	○	—	17
担い手確保・経営強化支援事業	○	○	—	17
畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）	○	○	—	18
畜産クラスター事業（ICT化等機械装置等導入事業）	○	—	生産方式革新実施計画の認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援	18
グリーンな栽培体系加速化事業	○	—	実証に必要な農薬や肥料等の資材費も支援	19
SDGs対応型施設園芸確立	○	—	—	20
地域循環型エネルギーシステム構築	—	—	営農型太陽光発電設備・次世代型太陽電池の導入実証を支援	20
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	—	—	生産・流通体系の転換に係る検証圃場の設置や必要な種子、肥料、生産資材等も支援	21
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	—	—	生産・流通体系の転換に係る検証圃場の設置や必要な種子、肥料、生産資材等も支援	21
農業信用保証保険制度	○	○	—	22

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
 ※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

開発

開発事業者・メーカー（開発供給事業者）向け

制度・事業	支援内容		P.
	研究開発	設備投資	
スマート農業技術活用促進資金	—	○	26
登録免許税の軽減（開発供給実施計画に基づく登記の税率の軽減）	○	—	27
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 スマート農業技術の開発・供給 （重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型））	○	—	28
みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業	○	—	28
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （現場ニーズ対応型研究）	○	—	29
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （技術改良・新たな栽培方法の確立の促進）	○	—	29
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究）	○	—	30
政策ニーズに対応した革新的新品種開発	○	—	30
アグリ・スタートアップ創出強化対策 スタートアップへの総合的支援	○	—	31
ディープテック・スタートアップ支援事業	○	—	31
SBIR制度	○	—	32
みちびきを利用した実証事業	○	—	32
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	—	○	33
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	○	—	33
投資円滑化法に基づく民間投資の促進	○	—	34
中小企業投資育成からの投資	○	—	34
中小機構が出資するファンドによる投資	○	—	35
中小企業経営強化税制	—	○	36
中小企業投資促進税制	—	○	37
一般試験研究費の額に係る税額控除	○	—	37
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	○	—	38
特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）	○	—	38

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

サービス スマート農業技術活用サービス事業者向け

- ・ **生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画の認定について**
 - スマート農業技術活用促進資金 P.40
 - スマート農業技術活用投資促進税制 P.41
- ・ **スマート農業機械の導入・施設整備や事業立ち上げに使える支援措置について知りたい**
 - スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業 P.42
(スマート農業・農業支援 サービス事業導入総合サポート事業)のうち
 - ・スマート農業技術と産地の橋渡し支援
 - ・農業支援サービスの先進モデル支援
 - ・農業支援サービスの立ち上げ支援
 - 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業) P.44
 - 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち飼料生産組織の体制強化支援
 - 中小企業経営強化税制 P.45
 - 中小企業投資促進税制 P.46
- ・ **資金調達に使える支援措置について知りたい**
 - 中小企業経営力強化資金<公庫中小事業> P.47
 - 新事業育成資金<公庫中小事業>
 - 信用保証協会による保証 P.48
 - 中小企業等経営強化法に基づく支援措置(信用保証)
 - 中小企業等経営強化法に基づく支援措置(債務保証) P.49

その他 地方公共団体や教育機関等向け

- ・ **スマート農業活用のためのインフラ整備に使える事業について知りたい**
 - 農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策 P.50
 - 農地耕作条件改善事業
 - 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) P.51
 - 未来技術社会実装事業
 - 情報通信インフラ整備加速化パッケージ P.52
 - 地域社会DX推進パッケージ事業 P.53
- ・ **スマート農業活用人材の育成に使える事業について知りたい**
 - スマート農業教育推進 P.54
 - 農業教育高度化事業 P.55
 - マイスター・ハイスクール(次世代型地域産業人材育成刷新事業)
 - 高等学校DX加速化推進事業 P.56
 - 高専発!「Society5.0型未来技術人財」育成事業

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定を受けるには」

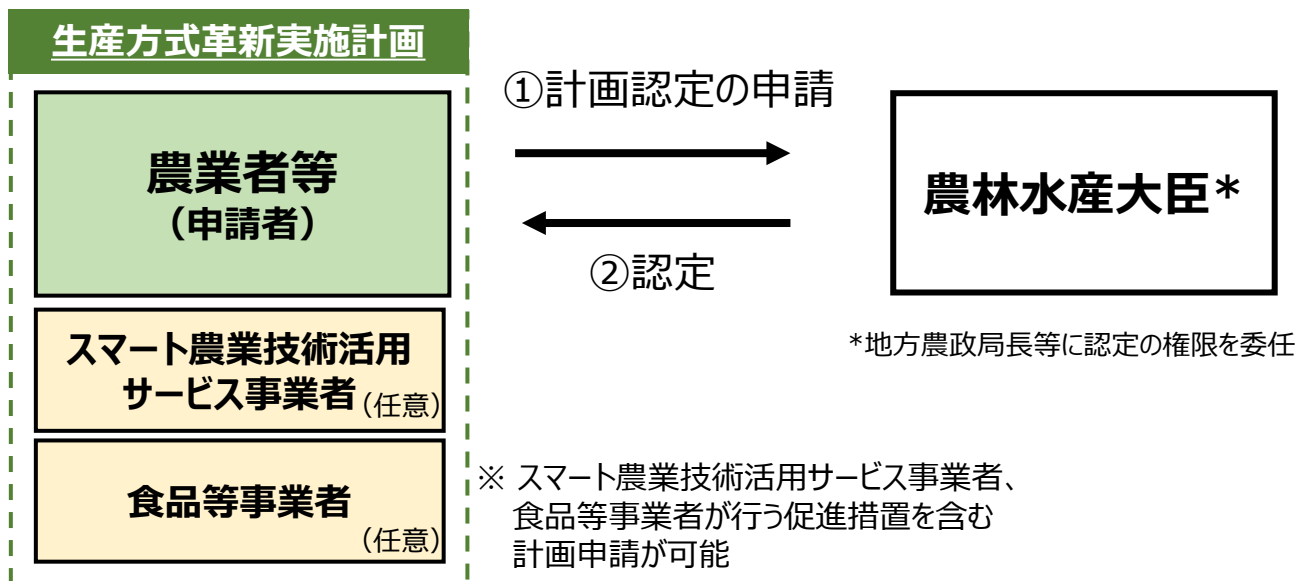
- スマート農業技術活用促進法では、農業者等がスマート農業技術を活用して行う農産物の生産とこれと併せて行う新たな生産の方式の導入を相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる取組を「生産方式革新事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで、支援措置を受けることができます。

●対象者

- 農業者又はその組織する団体（農業法人・JA等）
- スマート農業技術活用サービス事業者
- 食品等事業者

※申請は農業者又はその組織する団体が行う必要があります。

●生産方式革新実施計画のスキーム



●手続きフロー



まずは所在地を管轄する地方農政局等（環境・技術課）まで御相談ください。



生産方式革新実施計画の
申請・認定に関する情報

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定を受けるには」

●認定の対象となる取組

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)

	+		+		+		➡	
直播ドローンの活用		直播適性の高い品種の導入		ロボットトラクタの活用		出典： 大区画化前圃場は国土地理院空中写真		圃場の大区画化
	+				+			
無人運搬ロボットの活用		省力樹形の導入による動線の確保		搾乳ロボットの活用		フリーストール式畜舎の導入		

●相当規模（規模の要件）

- ・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。

●相当程度（計画の目標）

- ・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
* 労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数
- ・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

- ・原則5年以内（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

●計画認定により受けられるメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定による特例措置」

●スマート農業技術活用促進資金

スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定を受けた取組を支援するための資金

対象

認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者

- ・農業者等
- ・スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方（※）
- ・食品等事業者（※）
- ・農機メーカー等の農業資材の生産及び販売を行う者（※）

※中小企業者に限る。

主な要件

生産方式革新実施計画の認定を受けていること又は開発供給実施計画の認定を受けていること。

ポイント

- ・スマート農業機械や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）、機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）等に活用できます。

支援内容

1. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

2. 据置期間

5年以内

3. 貸付金利

借入期間に応じて0.85%～1.55%（令和6年12月18日現在）

4. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

5. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動（又は開発供給事業※）を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- （1）機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- （2）長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※研究開発は対象外

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ> 「生産方式革新実施計画の認定による特例措置」

● スマート農業技術活用投資促進税制（農業者向け）

スマート農業技術活用促進法に基づき、認定生産方式革新実施計画に参加する農業者等が生産方式革新事業活動に必要な機械や対象設備の取得等をした場合に税制特例が受けられる制度

対象者

農業者等

主な要件

- 生産方式革新実施計画の認定を受けていること
- 対象の機械装置を導入した農業者等に係る労働生産性を5年間で5%以上向上させること（個人又は法人単独で満たす必要。）
- スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な圃場の形状、栽培の方法、品種の転換等の取組を、生産方式革新事業活動の過半で行うこと
- 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、総作付面積又は総売上高の過半を占めること

ポイント

- ・ 特別償却により機械等導入当初の税負担を軽減できます。

支援内容

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能（特別償却）

特別償却率は、
機械装置※、器具備品：32%
建物等、構築物：16%

※スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたもの

特例の対象設備

- (1) スマート農業技術を組み込んだ機械装置
(例：キャベツ自動収穫機、搾乳ロボット等)
- (2) (1) と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち(1)が効果を発揮するために必要不可欠なもの
(例：環境制御装置＋低コスト耐候性ハウス
ロボットトラクター＋RTK基準局)

お問合せ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット
(☎ 03-6744-2107)

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

強い農業づくり総合支援交付金のうち ● 食料システム構築支援タイプ

計画認定による優遇措置対象

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

食料システム構築計画（3年）の作成

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けることで、事業実施に際し必要となる食料システム構築計画のみなし措置を受けることができます。

支援内容

- 助成対象：整備事業（農業用施設）、ソフト支援（農業用機械、実証等）
- 補助率：定額、1/2以内
- 上限額：整備事業 20億円/年、ソフト支援 5,000万円/年 × 3年

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

強い農業づくり総合支援交付金のうち ● 産地基幹施設等支援タイプ

計画認定による優遇措置対象

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・施設整備と一体的に導入するAI選果機などの設備導入も支援対象となります。

支援内容

- 助成対象：農業用の産地基幹施設
- 補助率：1/2以内等
- 上限額：20億円等

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 成果目標の基準を満たしていること（産地収益力の強化に向けた総合的推進と同様）
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・施設整備と一体的に導入するAI選果機などの設備導入も支援対象となります。

支援内容

- 助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む）
- 補助率：1/2以内等
- 上限額：20億円/年×3年

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）

園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

実施主体

農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

成果目標の基準を満たしていること 等

ポイント

- ・果樹・茶の改植・新植等に活用できます。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、果樹は大規模改植・新植を優先支援、茶はポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2 以内

お問合せ先

（果樹）農林水産省農産局果樹・茶グループ（☎ 03-3502-5957）

（茶）各地方農政局生産部園芸特産課※

※北海道農政事務所においては生産支援課、内閣府沖縄総合事務局においては生産振興課

農林水産省農産局果樹・茶グループ（☎ 03-6744-2194）

計画認定による優遇措置対象

● 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること 等

ポイント

- ・【農業用施設の整備】生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・【農業用機械の導入】より高い成果目標（15%以上）を設定する場合は、1年間に限り関連費用（旅費、オペレーター養成費、技術コンサルタント料等）を定額助成（限度額：100万円/取組主体）

支援内容

- 助成対象：①整備事業（農業用施設）、②推進事業（農業用機械）
- 補助率：定額、1/2以内
- 上限額：20億円/年（①+②）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

●スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

実施主体

農業者、農業支援サービス事業者、農機メーカー等

主な採択要件

- 改良するスマート農業機械等が市販されているものであること
- 改良したスマート農業機械等を農業者又はサービス事業者が活用すること 等

ポイント

- ・農業者やサービス事業者が活用しているスマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目や特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を支援します。
- ・生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額（上限額500万円）

お問合せ先

農林水産省農産局農産政策部技術普及課
スマート・サービスユニット（☎ 03-6744-2107）

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

●戦略作物生産拡大支援

生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う、麦、大豆等の戦略作物の生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること
- 事業実施区域の属する都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されていること 等

ポイント

- ・栽培技術等の導入に向けた圃場試験・マニュアル作成等に係る経費も支援対象となります。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内

お問合せ先

- ①各地方農政局等生産部生産振興課※
※北海道農政事務所においては、生産支援課
- ②農林水産省農産局穀物課豆類班（☎ 03-6744-2108）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 果樹農業生産力増強総合対策

国内外の需要に応えきれていない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

実施主体

果樹生産者等

主な採択要件

- 果樹産地構造改革計画（産地計画）に位置づけられた担い手であること
- 改植・新植は産地計画に位置づけられた品目であること 等

ポイント

- ・ 果樹の労働生産性を向上させる省力樹形の導入等に活用できます。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、大規模改植・新植を優先支援するほか、実証の取組についてはポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2等

お問合せ先

農林水産省農産局果樹・茶グループ（ ☎ 03-3502-5957）

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 花き支援対策（生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組）

需要に応じた安定供給や生産性の向上に向けて、高温下で多発化傾向にある病害虫被害の効果的な防除、需要期に合わせた生産・出荷技術、生産コストの低減等に資する栽培技術の導入に必要な検討会の開催、実証試験の実施等を支援します。

実施主体

民間団体

主な採択要件

- 応募団体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業実施計画が産地の課題解決に資する内容となっていること 等

ポイント

- ・ 産地の課題を解決するための生産技術実証に必要な機械を実証期間中のみリース・レンタルし、産地への技術導入に活用できます。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額

お問合せ先

農林水産省農産局園芸作物課（ ☎ 03-6738-6162）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 応募団体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること

ポイント

- ・茶の改植・新植、地域特産作物の実証ほの設置等を通じた生産体制の確立等に活用できます。
- ・茶、薬用作物等について、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内等

お問合せ先

各地方農政局生産部園芸特産課※
※北海道農政事務所においては生産支援課、内閣府沖縄総合事務局においては、生産振興課
(茶、薬用作物等) 農林水産省農産局果樹・茶グループ (☎ 03-6744-2194)
(甘味資源作物等) 農林水産省地域作物課 (☎ 03-3501-3814)

● 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

計画認定による優遇措置対象

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援します。

実施主体

生産者団体等（都道府県、市町村を含む）

主な採択要件

国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携して麦・大豆国産化プランを策定

ポイント

- ・スマート農業機械の導入や新たにスマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化に取り組む場合に活用できます。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

営農技術の導入（定額）
農業機械の導入（1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作地帯等の畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間団体等

主な採択要件

- 事業実施主体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること 等

ポイント

- ・生産性向上や労働負担軽減に係る農業機械等の導入・リース導入等に活用できます。
- ・産地の課題を解決するための実証に必要な実証ほの設置・運用経費や農業機械の借り上げに要する経費を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内、6/10以内

お問合せ先

農林水産省農産局地域作物課（☎ 03-6744-2115）

計画認定による優遇措置対象

● 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 事業実施主体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること 等

ポイント

- ・加工・業務用野菜生産に新たに取り組む際の栽培実証や農業機械のリース導入、サプライチェーンにおけるデータ連携の取組等に活用できます。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内

お問合せ先

最寄りの都道府県庁、各地方農政局生産部園芸特産課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

実施主体

地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

- ・「スマート農業優先枠」を設置し、新たな技術を活用した農業用機械等の導入による、労働力不足の解消等のための取組を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、優先枠の対象となります。

支援内容

補助率 事業費の3/10以内
配分上限額：個人・法人問わず 1経営体当たり300万円
（必要な要件を満たす場合は600万円）

お問合せ先

最寄りの市町村又は各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

計画認定による優遇措置対象

● 担い手確保・経営強化支援事業

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設を導入を支援します。

実施主体

地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業計画承認年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

- ・「省力化農業転換優先枠」を設置し、労働力不足の解消や生産性の向上等を図る省力化農業への転換に係る取組を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、優先枠の対象となります。

支援内容

補助率：事業費の1/2以内
配分上限額：法人3,000万円、法人以外1,500万円

お問合せ先

最寄りの市町村又は各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会（畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会）

主な採択要件

畜産クラスター計画を作成

ポイント

- ・畜産クラスター協議会の構成員が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合はポイント加算となります。
- ・施設整備事業においては、施設整備を実施する取組主体が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合もポイント加算となります。

支援内容

施設整備事業・機械導入事業（1/2以内）
（搾乳ロボット、エサ寄せロボット、分娩監視装置など）

お問合せ先

農林水産省畜産局企画課（☎ 03-3501-1083）

畜産クラスター事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● ICT化等機械装置等導入事業

地域の畜産農家の労働負担軽減のため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械等を導入する取組を支援します。

実施主体

畜産ICT応援会議（畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議）

主な採択要件

- 畜産ICT化応援計画を作成
- 飼養頭数の上限の要件等を満たしていること

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けることで、通常支援対象ではない、搾乳ロボットや餌寄せロボットなどの機械装置の導入に伴う一体的な施設整備（補改修）も支援対象となります。

支援内容

補助率 1/2 以内
補助上限額 機械装置：1 経営体当たり 3,000万円
施設整備：1 経営体当たり 5,000万円

お問合せ先

農林水産省畜産局畜産振興課（☎ 03-6744-2587）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● グリーンな栽培体系加速化事業

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること

主な採択要件

以下の2点のうち、いずれか一方を満たしていること。

■ 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること

■ 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※詳細は農林水産省HP（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>）に掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

支援内容

①環境にやさしい栽培技術・省力化に資する技術の検証

②①に必要なスマート農業機械等の導入

③①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成

④グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成、

産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定

<交付単価>

②以外：定額（交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※（うち③は30万円））

②：1/2以内（交付上限：1地区当たり1,000万円）

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円

※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、交付上限額を100万円引上げ

ポイント

- ・環境負荷低減技術、省力化技術を本格導入する前に効果やコストを検証できます。検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります。（1/2以内）
- ・生産方式革新実施計画の達成に資する検証に取り組む場合、審査時のポイント加算や、補助上限額100万円引上げなどの優遇措置が受けられます。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁（普及センター等）又は各地方農政局生産部環境・技術課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

計画認定による優遇措置対象

地域の気象条件や栽培管理方法等を踏まえ、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸の重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

主な採択要件

- 協議会の場合は、都道府県が参画すること
- 重点支援モデルを策定すること

ポイント

- ・化石燃料のみに依存しない加温技術を試したいが、単収低下、経営コストの増加等が心配という産地（方）は、都道府県と連携することで気になる加温技術を試すことが可能です。また、化石燃料のみに依存しない加温技術と併せて環境制御装置等のスマート農業機械の導入も可能です。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、事業採択時のポイントの加算を受けられます。

支援内容

地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成、経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

交付単価：定額（栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部園芸特産課※
※九州農政局においては、環境・技術課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

計画認定による優遇措置対象

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組を推進します。

実施主体

営農型太陽光発電・次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：協議会等

主な採択要件

協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

- ・本事業の構成員に計画の認定を受けている者が含まれており、また発電した再生可能エネルギーをスマート農業技術に活用する又は活用することを検討する場合、審査時のポイント加算を受けられます。

支援内容

営農型太陽光発電のモデルを策定する取組や、営農型太陽光発電設備・次世代型太陽電池の導入実証を支援します。

交付単価：定額（設備に係る経費は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部環境・技術課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 大規模輸出産地モデル形成等支援事業

計画認定による優遇措置対象

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県又は②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費（定額）
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費（定額）
- 「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地がさらなる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合であって所定の要件を満たす場合は、補助上限額を引き上げて支援。

ポイント

- ・ 輸出に向けた栽培体系の見直しによる生産体系の転換等を支援します。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室（☎ 03-6744-7172）

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

計画認定による優遇措置対象

● GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援します。

実施主体

① 都道府県、② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- GFPコミュニティサイトへ登録していること。
- 本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。

等

ポイント

- ・ 輸出に向けた栽培体系の見直しによる生産体系の転換等を支援します。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率：定額
補助上限額：1事業実施地区あたり5,000万円（「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地がさらなる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合であって所定の要件を満たす場合は1億円）

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課 輸出産地形成室（☎ 03-6744-7172）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 農業信用保証保険制度

農業者等や地方公共団体等の出資により設立された農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が保証保険を行う仕組みとなっており、様々なニーズに応じた資金に係る債務保証が受けられます。

また、信用基金は、農業信用基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付け等について直接保険引受けをする融資保険も行っています。

対象・要件

- (1) 農業を営む者及びその者が組織する法人
- (2) 農業に従事する者及びその者が組織する法人

ポイント

- ・ スマート農機具の購入等に必要な資金の借入れについて、本制度を活用いただけます。
- ・ 民間金融機関から融資を受ける際には、農業信用基金協会を保証人とする事で融資が受けやすくなります。

支援内容

【保証対象資金】

- (1) 農業用構築物、機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 肥料、飼料、営農用備品等の購入 など

【保証限度額】

個人：3,600万円、法人：7,200万円（原則）

※ 資金の種類や条件によって異なる

お問合せ先

お近くの金融機関又は農業信用基金協会（全都道府県に設置）